

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

施 術 者	施 術 所		業務の種類	指 定 年 月 日
	名 称	所 在 地 (出張専業の場合は施術者の住所)		
富川 信宏	とみかわ接骨院	広島市佐伯区八幡一丁目6-28 みのうコーポ103	柔道整復	令和7年10月2日
玉井 開	—(出張専業)	—	はり・きゅう	令和7年8月1日
山懸 大樹	可部南やまがた接骨院	広島市安佐北区可部南五丁目12-4	柔道整復	令和7年10月16日
三浦 孝一	在宅訪問マッサージあいのて	広島市東区戸坂くるめ木2-19-10	はり・きゅう	令和7年10月27日
三浦 孝一	在宅訪問マッサージあいのて	広島市東区戸坂くるめ木2-19-10	あん摩マッサージ	令和7年10月27日